

佐世保市サプライチェーン強化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている市内中小企業者が事業規模拡大に向けて実施する生産性向上に資する取組を支援し、市内サプライチェーンの強靭化を図り、市内経済や雇用を下支えするために、予算の定めるところにより佐世保市サプライチェーン強化促進事業補助金を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金交付規則（平成17年3月31日規則第53号。以下「規則」という。）、長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金（県内サプライチェーン強化促進タイプ）実施要綱（以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する会社をいう。
- (2) 長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 長崎県が実施する賃上げ対応型企業成長促進事業において実施する長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金（サプライチェーン強化促進タイプ）（以下「県補助金」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は長崎県から県補助金の交付決定を受けた中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に本店若しくは主たる事業所を設置している者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県補助金の採択を受けた事業であって、令和8年2月13日までに補助対象事業及び支払いが完了するものとする。

2 補助対象経費は、県要綱第4条に掲げられているもののうち、県補助金の交付決定を受けた経費であって、長崎県からの補助額を除いた事業者の自己負担部分（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(補助率及び補助上限額等)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の3分の1以内とし、上限を3,000万円とする。なお、千円未満は切り捨てるものとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第3条の規定に基づき、長崎県からの交付決定通知後、佐世保市サプライチェーン強化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 県補助金の交付申請時に提出した事業計画書の写し
- (3) 直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、長崎県への変更承認申請書を提出し承認を受けた後、遅滞なく、補助事業変更承認申請書（様式3号）を市長に提出してその承認を受けなければならぬ。ただし、事業における経費区分ごとの配分額の20パーセント以内

の金額の変更をしようとする場合で補助金額に変更を生じないものについては、変更承認は不要とする。

- 2 第1項に規定する変更承認申請書に添付すべき書類は、長崎県に提出した書類の写しとする。
- 3 佐世保市からの補助金額に20パーセント以上の変更が生じる場合は、第1項の規定に関わらず事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出してその承認を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、長崎県から補助金交付額確定通知書にて確定通知を受けたのち、補助事業実績報告書（様式第5号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の補助金交付額確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告時に提出した補助事業実績書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて実地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消）

第13条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の行為があったと

き。

- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
 - (5) 補助事業の実施方法が不適切と認められるとき。
 - (6) 令和8年2月13日までに補助対象事業における、事業及び支払いを完了しなかったとき。
 - (7) 役員等が佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (8) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の保存)

第15条 補助対象者は、補助事業にかかる書類及び帳簿等を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、その台帳を整備し、その保管状況を明らかにするとともに、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理しなけ

ればならない。

- 2 取得財産のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める件(昭和53年通商産業省告示第360号)に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならない。
- 3 前項の承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助事業については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。